

法令読解入門 参考資料

目 次

【参考 1】特別法の例	2
【参考 2】特別法に関する法令集の注釈例	3
【参考 3】一部改正法の例	4
○ 概要	4
○ 法案（抄）	5
○ 新旧対照表（抄）	7
【参考 4】新規制定法の例	9
【参考 5】法令集における附則の掲載例	12
【参考 6】条文単純化のポイント	14
【参考 7】主な法令用語	15

【参考 1】特別法の例

○ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（特別法である旨が明記されている例）

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例）

第八十八条の八 平成二十二年四月一日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税額は、揮発油税法第九条及び地方揮発油税法第四条の規定にかかわらず、当分の間、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方揮発油税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

2 前項の規定による揮発油税及び地方揮発油税については、地方揮発油税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五百三十八分の五十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五百三十八分の四百八十六」として、これらの規定を適用する。

○ 揮発油税法（昭和32年法律第55号）

（税率）

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二万四千三百円とする。

【参考 2】特別法に関する法令集の注釈例

○ 民法（明治29年法律第89号）

（一般法）

○ 借地借家法（平成 3 年法律第90号）

（特別法）

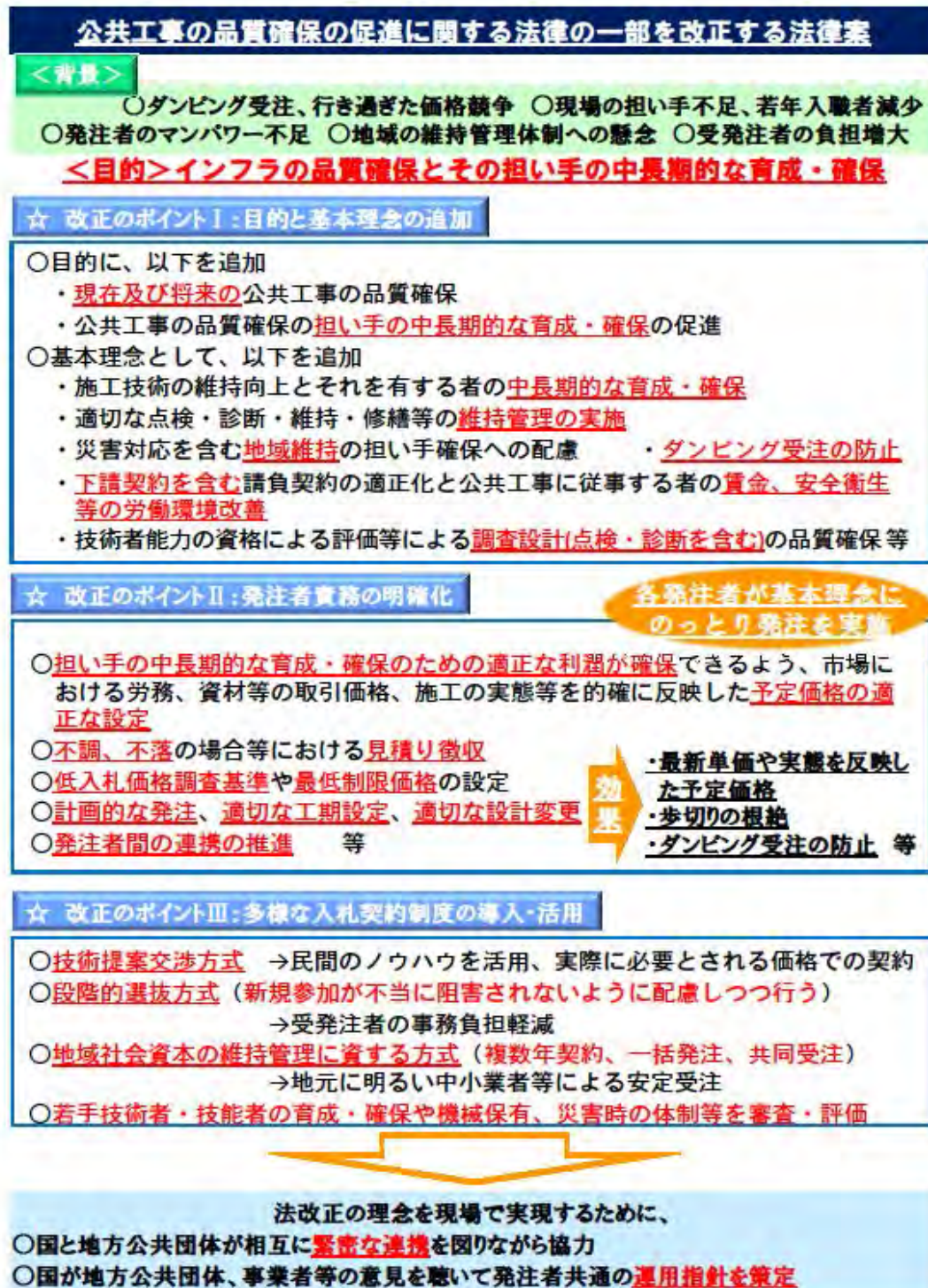
第六〇四条① 賃貸借の存続期間は、二十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、二十年とする。 ② 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から二十年を超えることができない。 ※①「存続期間の特則」→「借地借家三・四・七・九・二二―二五（借地権）・借地借家二九②（建物賃貸借につき本条適用除外）・借地借家二九①（期間一年未満の建物賃貸借）・被災借地借家七（短期借地権）」②「黙示の更新」→六一九（更新拒絶の制限）→「借地借家五・六・九（借地権）」・「借地借家二六・三〇（建物賃貸借）・農地一七一―一九（農地等の賃貸借）（更新拒絶の制限の例外）→借地借家二二―二五（借地権）・借地借家三八―四〇（建物賃貸借）」	（借地権の存続期間） 第三条 借地権の存続期間は、三十年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。 ※「民法の原則」→民二六八・六〇二・六〇四（借地権→二〇）「存続期間が延長される場合」→四一六（借地契約の更新）・七（建物の再築）（契約更新後の建物滅失による消滅→八（強行性）→九（これより長期を定めた場合）→二二―二四（定期借地権等）（事業用借地権の適用除外→二三②）（一時使用目的の借地権の適用除外→二五）（特定大規模災害被災地の短期借地権→被災借地借家七）（施行前に設定された借地権の建物朽廃による消滅→附五（旧法との対比）→旧借地二・三
---	---

（六法全書 平成26年版2（民事法 社会法 産業法） / 井上正仁, 能見善久 編集代表. 有斐閣, 2014. 3, 左 : p. 3352, 右 : p. 3570.）

【参考 3】一部改正法の例

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）
（参議院法制局 HP より）

○ 概要



○ 法案（抄）

第一八六回

参第八号

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条－第八条）

第二章 基本方針等（第九条－第十一条）

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）

第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条－第二十条）

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条－第二十四条）

附則

第一章 総則

第一条中「かんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、」を「鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の」に改め、「により、」の下に「現在及び将来の」を加える。

第三条第一項及び第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第七項中「当たっては、公共工事に関する調査」の下に「（点検及び診断を含む。以下同じ。）」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「踏まえ」の下に「、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「当たっては」の下に「、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み」を、「請負契約」の下に「（下請契約を含む。）」を加え、「締結し、」を「適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等」に改め、「履行する」の下に「とともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善される」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「競争に付された」を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「並びに適正な」を「、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

・・・・・・・・抄・・・・・・・・

は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

- 3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条」を「第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条」に改める。

理 由

公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 新旧対照表 (抄)

念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔略〕

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

改 正 案	現 行
◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表 ○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄） （傍線部分は改正部分） 目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 基本方針等（第九条―第十一号） 第三章 多様な入札及び契約の方法等 第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条―第十三条） 第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条―第二十条） 第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条―第二十四条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理	〔新設〕 （目的） 第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関し、基

【参考 4】新規制定法の例

公布文	□移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律をここに公布する。 御 名 御 璽 平成二十四年九月十二日 内閣総理大臣 野田 佳彦
法律番号	法律第九十号
題名	□□□移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律
目次	目次 □第一章□総則（第一条―第八条） 第二章 基本方針（第九条） 第三章 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策（第十条―第十六条） 第四章 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（第十七条―第二十九条） 第五章 臍帯血供給事業（第三十条―第四十三条） 第六章 造血幹細胞提供支援機関（第四十四条―第五十二条） 第七章 雑則（第五十三条・第五十四条） □第八章 罰則（第五十五条―第六十一条） □附則
章名	□□□第一章 総則
見出し	□（目的）
条名	第一条 この法律は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髄・末
条	梢 ^{しょう} 血幹細胞提供あっせん事業及び ^{さい} 臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。
本則	
見出し	（定義）
項	第二条 この法律において「移植に用いる造血幹細胞」とは、移植に用いる骨髄、移植に用いる末梢血幹細胞及び移植に用いる臍帯血をいう。
項番号	2 この法律において「移植に用いる骨髄」とは、造血幹細胞移植（造血機能障害を伴う疾病その他の疾病であつて厚生労働省令で定めるものの治療を目的として造血幹細胞を人に移植することをいう。以下同じ。）に用いるために採取される人の骨髄をいう。
項	3 この法律において「移植に用いる末梢血幹細胞」とは、造血幹細胞移植に用いるために厚生労働省令で定める方法により末梢血から採取される人の造血幹細胞をいう。
項	4 この法律において「移植に用いる臍帯血」とは、造血幹細胞移植に用いるために採取される人の臍帯血（出産の際に ^{べん} 娩出される臍帯及び胎盤の中にある胎児の血液をいう。）をいい、当該採取の後造血幹細胞移植に適するよう調製され

たものを含むものとする。

5・6 〔略〕

(基本理念)

第三条 移植に用いる造血幹細胞については、造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されることを旨として、その提供の促進が図られなければならない。

2 移植に用いる造血幹細胞の提供は、任意にされたものでなければならない。

3 移植に用いる造血幹細胞の提供については、造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受ける機会が公平に与えられるよう配慮されなければならない。

4～6 〔略〕

第四条—第八条 〔略〕

第二章 基本方針

第九条 厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

各号列記以外
の部分

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

号

□一 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方向
二 移植に用いる造血幹細胞の提供の目標その他移植に用いる造血幹細胞の提供の促進に関する事項

号名

各号列記

□三 移植に用いる造血幹細胞の安全性の確保に関する事項
四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

□□第三章 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策
(国民の理解の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(情報の一体的な提供)

第十一条 国は、造血幹細胞移植を行おうとする医師その他の移植に用いる造血幹細胞を必要とする者に対して移植に用いる造血幹細胞の提供に関する情報が一体的に提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第十二条—第六十一条 〔略〕

□□□附□則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

□一 附則第四条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第四十四条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により行うことができ

本則

附則

る。

(骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業又は臍帯血供給事業を行っている者は、この法律の施行の日から三月間（当該期間内に第十七条又は第三十条の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、第十七条又は第三十条の規定にかかわらず、引き続き骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業又は臍帯血供給事業を行うことができる。その者がその期間内に第十七条又は第三十条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 造血幹細胞移植に関すること。

(厚生労働・内閣総理大臣署名)

【参考 5】法令集における附則の掲載例

① (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日(昭和五三・六・五)から施行する。 ② (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日(昭和五三・六・五)から施行する。 ③ (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日(昭和五三・六・五)から施行する。	○人質による強要行為等の処罰に関する法律 (昭和五三・五・一六) (法 四一八) 施行 昭和五三・六・五(附則参照) 改正 昭和六二・法五二、平成七・法九一、平成一五・法一二二	第一節 人質による強要等 第一條 人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、六月以上十年以下の懲役に処する。 第二條 第三者に対して義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、人を逮捕し、又は監禁した者も、前項と同様とする。 第三條 前項の未遂罪は、罰する。 第四條 二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕し、又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は五年以上の懲役に処する。 第五條 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一條第一項の罪を犯した者が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の懲役に処する。 第六條 人質殺害 第七條 第一條又は第二條の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期懲役に処する。 第八條 前項の未遂罪は、罰する。 第九條 (国外犯) 第十條 第一條の罪は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二條、第三條の二及び第四條の二の例に、前三條の罪は同法第一條の例に従う。	○人質による強要行為等の処罰に関する法律 (昭和五三・五・一六) (法 四一八) 施行 昭和五三・六・五(附則参照) 改正 昭和六二・法五二、平成七・法九一、平成一五・法一二二
① (前略) 第二條 人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部を改正し、(中略)の規定並びに次項の規定(中略)は、国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約又は人質をとる行為に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日(昭和六二・七・八、昭和六二・外告三七、外告三二八)から施行する。	② (前略) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第五條(中略)の規定(刑法第四條の二に係る部分に限る)は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。	③ (前略) 附則第四條による改正後の人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十二年法律第四十八号)第五條の規定(刑法第三條の二に係る部分に限る)は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。 附則及び関係法令 ○航空機の強取等の処罰に関する法律 (昭和四五年・五・一八法六八) ○人質をとる行為に関する国際条約(「昭和六二・六・一八条四」) ○国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約(「昭和六二・六・一八条三」) ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三・五・一五法七七)	④ (前略) 附則第四條による改正後の人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十二年法律第四十八号)第五條の規定(刑法第三條の二に係る部分に限る)は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。 附則及び関係法令 ○航空機の強取等の処罰に関する法律 (昭和四五年・五・一八法六八) ○人質をとる行為に関する国際条約(「昭和六二・六・一八条四」) ○国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約(「昭和六二・六・一八条三」) ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三・五・一五法七七)

(六法全書 平成22年版1 (公法・刑事法・条約) / 江頭憲治郎, 小早川光郎, 西田典之, 高橋宏志, 能見善久 編. 有斐閣, 2010. 3, p. 2653.)

- ・ 「附 則 (抄)」(A) は、昭和53年の新規制定法「人質による強要行為等の処罰に関する法律」の附則。
- ・ 「附 則 (昭和六二・六・二法五二) (抄)」(B) 及び「附 則 (平成一五・七・一八法一二二) (抄)」(C) は、改正附則。「人質による強要行為等の処罰に関する法律」を改正した「刑法等の一部を改正する法律」(昭和62年法律第52号) 及び「刑法の一部を改正する法律」(平成15年法律第122号) の附則。法令集では「人質による強要行為等の処罰に関する法律」の附則 (A) の次に掲載されている。

日本法令索引

国立国会図書館

文字サイズ変更 小 **大**

[トップ](#) [現行法令](#) [廃止法令](#) [制定法令](#) [法律家](#) [条約承認案件](#) [情報](#)

[\[トップ\]](#)

【法令沿革一覧】

人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年 5月16 被改正法令 審議経過 関連情報への
日法律第48号 ）

〔通称：人質強要処罰法〕
〔分類：刑事法/刑法〕

B 改正	昭和62年 6月 2日号外法律第52号〔刑法等の一部を改正する法律二条による改正〕	被改正法令 審議経過	総務省 法令データ提供システム 衆議院 制定法律 法務省 日本法令外国語訳データベースシステム
改正	平成 7年 5月12日号外法律第91号〔刑法の一部を改正する法律附則三・七条による改正〕	被改正法令 審議経過	
C 改正	平成15年 7月18日法律第122号〔刑法の一部を改正する法律附則四条による改正〕	被改正法令 審議経過	
改正	平成16年 6月18日号外法律第115号〔国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律附則三条による改正〕	被改正法令 審議経過	

[\[トップ\]](#) [>>](#) [【ページ先頭へ戻る】](#)

【参考 6】条文単純化のポイント

① 主体、要件、客体、行為の態様などを確認

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 **会計管理者**若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員**又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失**(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る**現金、有価証券、物品**(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る**物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。**・・・(以下略)

2～14 (略)

(地方自治法)

② 併置される用語に着目して整理

(是正の要求)

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認める**とき**、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める**ときは**、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2～5 (略)

(地方自治法)

③ 対句に着目して整理

〔監査委員の設置及び定数〕

第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市に**あつては**四人とし、その他の市及び町村に**あつては**二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(地方自治法)

④ 括弧を飛ばして読む

(関与の意義)

第二百四十五条 本章において「**普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与**」とは、**普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関**(内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項 若しくは第二項 に規定する機関、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二百十号) 第三条第二項 に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。) **又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為**(普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。)をいう。

一～三 (略)

(地方自治法)

【参考 7】主な法令用語

- 「又は」と「若しくは」
- 「及び」と「並びに」
- 「その他」と「その他の」
- 「以上」・「以下」と「超える」・「未満」、「以前」・「以後」・「以降」と「前」・「後」
- 「から」と「から起算して」
- 「同」の使い方
- 「前」と「次」
- 「する」と「するものとする」
- 「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」
- 「推定する」と「みなす」
- 「施行する」、「適用する」、「準用する」、「例による」、「同様とする」、「例とする」
- 「当分の間」